

公布された規則のあらまし

◇静岡県財務規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

指定代理納付者による歳入の納付に係る手数料の支払を繰替払の方法により行うことができることとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（目次、第125条の3関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。